

時刻認証サービス運用規程



1.6 版

2010 年 7 月 2 日

セイコープレジジョン株式会社

改版履歴

版	変更日付	変更箇所	変更内容	発行責任者
初版	2005 年 12 月 1 日		初版作成	サイバータイム センター責任者
1.1	2006 年 1 月 27 日	1.3.3.(1)	SHA1 の使用停止を反映	サイバータイム センター責任者
		4.1.4.	TST 検証のクライアント実行について追記	サイバータイム センター責任者
	2006 年 1 月 31 日	1.4.	問合せ先の名称変更	サイバータイム センター責任者
	2006 年 2 月 6 日	2.5.1.(4)	提供内容の更新	サイバータイム センター責任者
	2006 年 2 月 10 日	1.3.1.(2)	TA 運営会社の変更	サイバータイム センター責任者
1.2	2006 年 5 月 26 日	1.2	オブジェクト識別子変更	サイバータイム センター責任者
		1.3.1.(2)	時刻配信監査局変更	サイバータイム センター責任者
		(付録)	時刻配信監査局(TA)変更	サイバータイム センター責任者
1.3	2007 年 9 月 17 日	1.2.2	TA 運営会社の追加	サイバータイム センター責任者
		1.3.1.(2)	TA 運営会社の追加	サイバータイム センター責任者
		1.3.1.(6)	時刻監査証の公開方法を規定	サイバータイム センター責任者
		1.3.3.(2)	TSA の時刻精度を追記	サイバータイム センター責任者
		2.1.3	TA の義務を変更	サイバータイム センター責任者
		4.2.1	通知方法の変更	サイバータイム センター責任者
		8	TST プロファイルより時刻監査証を削除	サイバータイム センター責任者
		9	時刻監査証のプロファイルを削除	サイバータイム センター責任者

版	変更日付	変更箇所	変更内容	発行責任者
1.4	2008年5月15日	1.2.1	バージョン、適用開始日を変更	サイバータイムセンター責任者
		1.3.1.(3)	不適当な表現を修正	サイバータイムセンター責任者
		1.3.3(2)(b)	誤記を修正	サイバータイムセンター責任者
		1.3.3.(2)(b)(c)	時刻誤差範囲を±1秒に変更	サイバータイムセンター責任者
		1.3.3(3)	TST 有効期間を9年に変更	サイバータイムセンター責任者
		4.2.1	“終了”表現を削除	サイバータイムセンター責任者
		4.2.5	サービス廃止の定義を追加	サイバータイムセンター責任者
		4.3(1)	サービス終了の定義を追加	サイバータイムセンター責任者
		4.6.1	連絡方法を追加	サイバータイムセンター責任者
1.5	2009年10月8日	1.2.1	バージョン、適用開始日を変更	サイバータイムセンター責任者
		1.2.2	サービス追加に伴うタイムスタンプ局ポリシーの追加及び、認証局追加に伴う認証局ポリシーの追加	サイバータイムセンター責任者
		1.3.1(3)	認証局(CA)の定義に、使用する認証局サービスを追加	サイバータイムセンター責任者
		1.3.1(6)	時刻監査証の定義を修正	サイバータイムセンター責任者
		1.3.2	認定サービスの追加及び、汎用タイムスタンプサービスの追加	サイバータイムセンター責任者
		1.3.3(1)a	汎用サービスにおいてSHA-1が含まれることを追記	サイバータイムセンター責任者
		1.3.3(2)b	文を修正	サイバータイムセンター責任者
		1.3.3(3)	活性化期間の但し書きを削除	サイバータイムセンター責任者
		2.1.4(1)	認証局義務の活性化期間は、それぞれの認証局に従うことを明記	サイバータイムセンター責任者
		2.5.4	URLを変更	サイバータイムセンター責任者
		4.1.4(2)	URLを変更	サイバータイムセンター責任者
		4.1.4(5)	タイムスタンプトークン検証時に時刻監査証を検証しないことを明記	サイバータイムセンター責任者

		4.6.2	時刻配信監査局の秘密鍵に関する記述を削除	サイバータイムセンター責任者
		6.1.1(4)	時刻配信監査局の証明書、暗号鍵の管理に関する記述を修正	サイバータイムセンター責任者
		6.1.4	公開鍵証明書の有効期間の記述を変更し、活性化期間の記述を2年以内と変更	サイバータイムセンター責任者
		8	Certificate フィールドに時刻監査証がオプションに含まれる場合があることを追記	サイバータイムセンター責任者
		8	TSAPolicyOID フィールドに、認定、汎用の各サービスに対応する OID が含まれることを追記	サイバータイムセンター責任者
		8	messageImprint-hashAlgorithm フィールドに SHA-1 が含まれる場合があることを追記	サイバータイムセンター責任者
		8	tsa フィールドの記述内容は TSA 公開鍵証明書の DN に基づくものとします。	サイバータイムセンター責任者
1.6	2010年7月2日	1.2.2	時刻ソースとしてインターネットマルチフィールドの時刻配信サービスを廃止。時刻ソースとしてスカパーJSATの衛星時刻配信サービスを追加。	サイバータイムセンター責任者
		1.3.1(2)	時刻ソースとしてインターネットマルチフィールドの時刻配信サービスを廃止。時刻ソースとしてスカパーJSATの衛星時刻配信サービスを追加。	サイバータイムセンター責任者
		1.3.3(3)	TSTの有効期間の記述を変更。	サイバータイムセンター責任者
		4.1.4(2)	TSTに含まれるという記述を削除。	サイバータイムセンター責任者
		4.1.4(3)	TSTに含まれるという記述を削除。	サイバータイムセンター責任者
		9	「業務変更にかかわる履歴」を項番追加。	サイバータイムセンター責任者
		1.3.2	「GlobalSign 認証局」→「GlobalSign 認証業務」に修正。	サイバータイムセンター責任者
		6.1.1(5)	使用する暗号方式に関しまして、「Accredited TypeO」という表記に統一。	サイバータイムセンター責任者
		9	TypeV から TypeG、TypeA、TypeGT への移行期間の期限の明示。また「運用規定書 1.6」→「運用規程 1.6版」に修正。	サイバータイムセンター責任者

目次

1.1.	概要	8
1.2.	識別	8
1.2.1.	ドキュメント名称、バージョン	8
1.2.2.	オブジェクト識別子	8
1.3.	定義	10
1.3.1.	用語の定義	10
1.3.2.	時刻認証サービスの様態	11
1.3.3.	時刻認証サービスの内容	11
1.3.4.	タイムスタンプトークンの適用範囲	13
1.4.	本規程に関する問い合わせ先	13
2.	一般規定	14
2.1.	義務	14
2.1.1.	時刻認証局の義務	14
2.1.2.	利用者の義務	14
2.1.3.	時刻配信監査局の義務	15
2.1.4.	認証局の義務	15
2.1.5.	リポジトリに関する義務	15
2.2.	財務上の責任	16
2.2.1.	時刻認証局の損害賠償責任	16
2.2.2.	免責事項	16
2.3.	解釈及び執行	17
2.3.1.	準拠法	17
2.3.2.	可分性	17
2.3.3.	存続性	17
2.3.4.	通知	17
2.3.5.	紛争解決	17
2.4.	料金	17
2.5.	公開とリポジトリ	18
2.5.1.	時刻認証局に関する情報の公開	18
2.5.2.	公開の頻度	18
2.5.3.	アクセス制御	18
2.5.4.	リポジトリ	18
2.6.	機密保持	18
2.6.1.	機密扱いとする情報	18
2.6.2.	機密扱いとしない情報	18
2.6.3.	公開鍵証明書失効情報の公開	19
2.6.4.	法執行機関への情報開示	19
2.6.5.	その他の理由に基づく情報開示	19
2.7.	知的財産権	19
2.8.	個人情報の取り扱い	19
3.	識別と認証	21
3.1.	初期登録	21
3.1.1.	名前の型	21
3.1.2.	名前の意味	21

3.1.3.	名前の一意性	21
3.2.	利用申請者の認証と利用可否	21
3.3.	サービスの加入の更新	21
3.4.	サービスの解約の申請	21
4.	運用要件	22
4.1.	サービスの利用	22
4.1.1.	サービスの利用申請	22
4.1.2.	タイムスタンプ要求	22
4.1.3.	タイムスタンプトークンの発行	22
4.1.4.	タイムスタンプトークンの検証	22
4.2.	サービスの一時停止と解約	23
4.2.1.	サービスの一時停止	23
4.2.2.	利用者におけるサービスの一時停止	23
4.2.3.	サービスの一時停止の解除	23
4.2.4.	サービスの解約	23
4.2.5.	サービスの廃止	24
4.3.	サービスの終了	24
4.4.	準拠性監査	25
4.4.1.	監査頻度	25
4.4.2.	監査人の身元・資格	25
4.4.3.	監査人と被監査部門の関係	25
4.4.4.	監査テーマ	25
4.4.5.	監査指摘事項への対応	25
4.4.6.	監査結果の報告	25
4.5.	アーカイブ	26
4.5.1.	アーカイブの種類	26
4.5.2.	アーカイブデータの保護	26
4.5.3.	アーカイブデータの保管	26
4.6.	危殆化と災害からの復旧	26
4.6.1.	ハードウェア、ソフトウェア又はデータが破壊された場合の対処	26
4.6.2.	タイムスタンプトークンを失効する場合の要件	26
4.6.3.	秘密鍵が危殆化した場合の対処	26
4.6.4.	災害等発生時の設備の確保	26
4.7.	UTCとの時刻同期	27
4.8.	時刻のトレーサビリティ	27
5.	物理的、手続き的及び要員のなセキュリティ管理	28
5.1.	物理的管理	28
5.1.1.	施設の位置と建物構造	28
5.1.2.	物理アクセス	28
5.1.3.	電源設備と空調設備	28
5.1.4.	浸水対策	28
5.1.5.	地震対策	28
5.1.6.	火災対策	28
5.1.7.	媒体管理	28
5.1.8.	廃棄物処理	28
5.1.9.	遠隔地バックアップ	28

5.2.	手続きの管理	29
5.3.	要員の管理	29
5.3.1.	経歴、資格、経験及び必要条件	29
5.3.2.	トレーニング要件	29
5.3.3.	追加トレーニングの頻度及び要件	29
5.3.4.	権限のない行為に対する制裁	29
5.3.5.	担当者に提供される文書	29
6.	技術的管理	30
6.1.	鍵の管理	30
6.1.1.	鍵の生成	30
6.1.2.	秘密鍵の保護	30
6.1.3.	秘密鍵の利用	31
6.1.4.	鍵と証明書の有効期間	31
6.1.5.	鍵の更新	31
6.1.6.	鍵の廃棄	31
6.1.7.	活性化データ	31
6.2.	コンピュータセキュリティ管理	32
6.2.1.	コンピュータセキュリティ機能要件	32
6.2.2.	コンピュータセキュリティ評価	32
6.3.	システムのライフサイクル管理	32
6.3.1.	システム開発面における管理	32
6.3.2.	システム運用面における管理	32
6.3.3.	ライフサイクルセキュリティ評価	32
6.3.4.	セキュリティマネジメントにおける管理	32
6.4.	ネットワークセキュリティ	32
6.5.	暗号モジュールの技術管理	32
7.	時刻認証サービス運用規程の管理	33
7.1.	時刻認証サービス運用規程の変更	33
7.2.	時刻認証サービス運用規程の公開と通知	33
8.	タイムスタンプトークンのプロファイル	34
9.	運用規約第十七条5にかかわる変更履歴	36

はじめに

時刻認証サービス運用規程(以下「本規程」といいます。)では、セイコープレジジョン株式会社(以下「当社」といいます。)が運営する時刻認証局が行う SEIKO Cyber Time 時刻認証サービス(以下「本サービス」といいます。)についての基本的事項について述べます。本規程で取り扱うタイムスタンプは IETF RFC 3161「Public Key Infrastructure: Time-Stamp Protocol(TSP)」に準拠して発行されるものとします。

1.1. 概要

本規程は、当社が運営する時刻認証局が提供する本サービスの運用方針及び業務手続きについて記述するものです。

本規程の適用対象は本サービスのすべての利用者及び本サービスに関連する個人・法人・組織を含みます。本規程では本時刻認証局、すべての利用者、及び本サービスに関連する個人・法人・組織の権利と義務を表明します。

時刻認証局は、タイムスタンプポリシー (Time-stamp policy) 及び時刻認証局運用規程 (Time-stamping practice statement) をそれぞれ独立したものとせず、本規程を時刻認証局の本サービスに関する運用方針として位置付けます。

1.2. 識別

1.2.1. ドキュメント名称、バージョン

ドキュメント名称 : 時刻認証サービス運用規程
バージョン : 1.6 版
適用開始日 : 2010 年 7 月 2 日
作成者 : セイコープレジジョン株式会社

1.2.2. オブジェクト識別子

本規程において適用するオブジェクト識別子 (OID、URL) を以下に示します。

本サービス	
セイコープレジジョン株式会社	1.3.6.1.4.1.955
SEIKO Cyber Time 時刻認証サービス	1.3.6.1.4.1.955.1.10
時刻認証局タイムスタンプポリシー	
Accredited Type V	1.3.6.1.4.1.955.1.10.1.2
Accredited Type G	1.3.6.1.4.1.955.1.10.1.3.1
Accredited Type A	1.3.6.1.4.1.955.1.10.1.4.1
Accredited Type GT	1.3.6.1.4.1.955.1.10.1.3.2
Advanced Type G	1.3.6.1.4.1.955.1.10.1.100.1
Advanced Type A	1.3.6.1.4.1.955.1.10.1.101.1
本時刻認証局が使用する時刻ソース	
時刻配信監査局	
セイコーインスツル株式会社	
SecureNTP 時刻配信サービス	0.2.440.200125.1.6
時刻監査証明書ポリシー	0.2.440.200125.1.6.1
スカパーJSAT 株式会社	1.3.6.1.4.1.29536.2.101.2

衛星時刻配信監査サービス	1.3.6.1.4.1.29536.2.101
衛星時刻配信監査サービス運用規程	1.3.6.1.4.1.29536.2.101.2
本時刻認証局が利用する認証局のポリシー	
日本ベリサイン株式会社タイムスタンプ局対応企業用 電子証明書ポリシー	1.2.392.200207.1.1
DocumentSign Digital ID for Adobe CDS 認証業務運 用規程	https://jp.globalsign.com/repository/
GlobalSign 認証業務運用規程	https://jp.globalsign.com/repository/

1.3. 定義

1.3.1. 用語の定義

(1) 時刻認証局(TSA)

本規程において時刻認証局とは、時刻ソースから時刻の提供を受けて、RFC3161 に基づくタイムスタンププロトコルに準拠したタイムスタンプトークンを発行する事業者をいいます。本規程において時刻認証局とは、本時刻認証局のことをいいます。

(2) 時刻配信監査局(TA)

本規程において時刻配信監査局とは、本規程 4.7 に従い協定世界時(UTC)に対するトレーサビリティを有する時刻ソースとして、時刻認証局の管理するタイムスタンプユニット(以下 TSU といいます。)に対し UTC に同期した時刻の配信を行い、かつ TSU 内の時計の時刻監査を行う事業者をいいます。本時刻認証局は以下の配信監査局を利用します。

セイコーインスツル株式会社が運営する「SecureNTP 時刻配信サービス」
スカパーJSAT 株式会社「衛星時刻配信サービス」

(3) 認証局(CA)

本規程において認証局とは、公開鍵基盤(PKI)の認証局(CA)であり、時刻認証局の TSU が使用する公開鍵証明書の認証を行う事業者をいいます。本時刻認証局の認証局は以下のサービスを利用します。

日本ベリサイン株式会社が運営する「タイムスタンプ局対応企業用電子証明書発行サービス」
グローバルサイン株式会社が運営する「GlobalSign 認証業務」
グローバルサイン株式会社が運営する「DocumentSign Digital ID for Adobe CDS 認証業務」

(4) 利用者

本規程において利用者とは、時刻認証局の提供するサービスへの加入(サービスの利用)申込みを行い、時刻認証局からサービスへの加入(サービスの利用)を認められ、そのサービスを受ける者をいいます。

(5) タイムスタンプトークン(TST)

本規程においてタイムスタンプトークン(以下「TST」といいます。)とは、1.3.3(1)に記載されていることを目的として、利用者から送付されたハッシュ値に対して発行される電子証明書をいいます。TST には、発行した TSU による発行時刻及び同ユニットの識別情報が記載されます。

また、TST のプロファイルは 8 章に記載されます。

(6) 時刻監査証明書

本規程において時刻監査証明書とは、TST を発行した TSU の時刻ソースや TSU が時刻監査を受けた日時及びそのときの時刻誤差が記載された証明書をいいます。時刻監査証明書は、時刻配信監査局から時刻認証局へ発行されます。時刻認証局は時刻監査証明書を利用者の求めに応じて開示します。

(7) リポジトリ

本規程において、リポジトリとは TST の検証に必要な関連情報等を格納するシステムのことを示すものとします。

(8) 情報通信研究機構(NICT)

周波数や時間の元となる国家標準値を定める公的機関で、国際的に定義された「秒の定義」にしたがってセシウム原子時計から、日本標準時を生成・供給しています。TSU は、NICT から供給される複数の時刻源を参照して、時刻の正当性を維持するものとします。

1.3.2. 時刻認証サービスの様態

本サービスは、利用申込書において利用者が選択した以下のいずれかの様態により提供されるものとします。

(1) 「Accredited サービス」

日本データ通信協会による「タイムビジネス信頼・安心認定制度」の認定を受けたタイムスタンプサービスであり、サービス内容により以下のタイプに細分されます。

「Accredited TypeV」

日本ベリサイン株式会社による「タイムスタンプ局対応企業用電子証明書発行サービス」から認証された TSA 証明書を用いた認定タイムスタンプサービス

「Accredited TypeG」

グローバルサイン株式会社による「GlobalSign 認証業務」から認証された TSA 証明書を用いた認定タイムスタンプサービス

「Accredited TypeA」

グローバルサイン株式会社による「DocumentSign Digital ID for Adobe CDS 認証業務」から認証された TSA 証明書を用いた認定タイムスタンプサービス

「Accredited TypeGT」

グローバルサイン株式会社による「GlobalSign 認証業務」から認証された TSA 証明書を用い、かつ、時刻監査証を参照情報としてタイムスタンプに添付する認定タイムスタンプサービス

(2) 「Advanced サービス」

汎用性を重視した一般向けセキュアタイムスタンプサービスであり、ハッシュアルゴリズムを除いて認定サービスと同一のセキュリティで運用されます。サービス内容により以下のタイプに細分されます。

Advancedサービスは、日本データ通信協会による「タイムビジネス信頼・安心認定制度」の認定対象外のサービスです。

「Advanced TypeG」

グローバルサイン株式会社による「GlobalSign 認証業務」から認証された TSA 証明書を用いた汎用タイムスタンプサービス

「Advanced TypeA」

グローバルサイン株式会社による「DocumentSign Digital ID for Adobe CDS 認証業務」から認証された TSA 証明書を用いた汎用タイムスタンプサービス

1.3.3. 時刻認証サービスの内容

本サービスの内容は以下のとおりとします。

(1) 時刻認証局は、利用者の依頼に基づき、利用者から送付されたハッシュ値に対して RFC3161 に準拠した TST を生成し、それを利用者に対して発行します。

- a) 適用されるハッシュアルゴリズムは「Accredited サービス」では SHA-256、SHA-384、SHA-512 とします。「Advanced サービス」では、SHA-1、SHA-256、SHA-384、SHA-512 とします。
- b) TST は時刻認証局が管理する任意の TSU を用いて生成され、TSU 毎の秘密鍵を用いて電子署名が行われます。
- c) TST の電子署名に使用される公開鍵暗号方式は、6.1.1 で規定された方式を用います。

- d) 時刻認証局は、タイムスタンプを行う対象の内容(ハッシュ値の元データの内容)については一切関知しないものとします。
 - e) TST には利用者特定情報は含まれません。
 - f) 時刻認証局と利用者間のデータの受け渡しは、セキュリティを考慮した方法で行います。通信手順の詳細については別途規定します。
- (2) TST が示す時刻は本規程に基づいて下記の条件で付与されます。
- a) TST に記載される時刻は TSU 内の時計の時刻とします。
 - b) 2.1.3 (1) に基づき時刻配信監査局が行う時刻監査により TSU 内の時計の時刻が UTC に対して±1 秒以内であることを確認します。時刻認証局は時刻配信監査局から時刻監査結果の異常を通知された場合、TSU の TST 発行機能を速やかに停止します。
 - c) TST を発行する TSU は、時刻配信監査局から供給される時刻とは別に、NICT より供給される UTC を随時参照することにより、TSU が管理する時刻が±1 秒を超える誤差が発生していないことを確認します。NICT から供給される時刻と±1 秒を超える誤差が検知された場合は、TSU を停止し、本規程で定められた時刻範囲内で TST が発行されることを保証します。
 - d) ±1 秒の誤差範囲内においては、TST に記載された時刻の順位に有意性はないものとします。TST のシリアル番号も複数の TSU により発行されるため有意性はないものとします。
 - e) TST に記載される時刻は、TSU がタイムスタンプ発行要求を受け付けた時刻ではなく、実際にタイムスタンプ処理を実施した時刻を表すものとします。
 - f) タイムスタンプ要求の受け付け順位と、TST の作成順位(時刻の順位)が等しいことは保証されません。
 - g) 本時刻認証局が保証する時刻精度は±1 秒です。
- (3) TST の有効期間は、タイムスタンプを押印した時刻から、TST の電子署名に使用する 6.1.2 に記載する秘密鍵に対応する公開鍵証明書の有効期限迄です。ただし 4.6.2 に記載の場合については、これに限りません。
- (4) TST を発行するサービスの提供時間帯は、24 時間 365 日とします。

1.3.4. タイムスタンプトークンの適用範囲

(1) 適正な用途

TSTは、時刻認証局の利用者が所持する電子データのハッシュ値に対して、当該ハッシュ値に対応する電子データが TST に含まれる時刻の状態であること及びその時刻以前に存在していたことを確認することを目的とします。利用者は上記の用途でのみ TST を利用することができます。また利用者が TST の複製・配布をすることは可能です。

(2) 禁止される用途

利用者は、前号の目的以外、及び、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途で TST を使用してはなりません。

1.4. 本規程に関する問い合わせ先

名称：セイコープレジジョン株式会社
サイバータイムセンター

所在地：〒135-0032 東京都江東区福住 2-4-3

e-mail アドレス：info@seiko-cybertime.jp

2. 一般規定

2.1. 義務

2.1.1. 時刻認証局の義務

時刻認証局は、本サービスの提供にあたって本規程に従い利用者に対して以下の業務を遂行する義務を負い、また、2.2 に規定する財務上の責任を負います。ただし、時刻認証局は、利用者が本規程に基づいて時刻認証局より発行された TST を使用する場合、タイムスタンプの対象となった電子データとその電子データに対して付与された TST を使用した結果に対して何らの責任も負わないものとします。

(1) TST の生成・発行

時刻認証局は、本規程に基づき TST を生成し、利用者に対して発行します。

(2) 時刻の管理

時刻認証局は、発行する TST の発行時刻が 1.3.3.(2) の g) に規定する誤差を超えないように、時刻認証局のシステムの時刻管理を行います。

(3) セキュリティ管理

時刻認証局は、本サービスを提供するために TSU の時刻や秘密鍵、その他の機器及びシステムやデータを管理します。

(4) 秘密鍵の失効申請と届出

TSU の秘密鍵が危殆化し、又はそのおそれが生じた場合、時刻認証局はただちに当該秘密鍵の失効を認証局に申請します。その後利用者には連絡を行います。また、TSU の秘密鍵が危殆化した場合以外の理由で秘密鍵の失効を行う場合、時刻認証局は、利用者に対して事前に連絡を行います。

なお利用者への連絡方法等は、2.3.4 に定めるとおりとします。

2.1.2. 利用者の義務

利用者は本サービスの加入にあたっては本規程に記載の事項を了承したうえで次の義務を負い、また、本規程に基づいて時刻認証局より発行された TST を使用する場合、タイムスタンプの対象となった電子データとその電子データに対して付与された TST を使用した結果に対する責任を負うものとします。

(1) TST の利用制限の遵守

TST はその目的、適用範囲などを記載した本規程にもとづいて発行されており、利用者はこれを十分理解した上で TST を利用しなければなりません。

(2) 本規程の遵守

利用者は本規程を遵守すると共に、TST を複製・配布する場合、利用者に対して本規程を遵守させなければなりません。

(3) リポジットリ又は通知の確認

利用者はリポジットリ又は時刻認証局からの通知の情報を定期的に収集しなければなりません。

(4) 利用者情報の変更通知

利用者は、利用申込書に記載した利用者情報の内容に変更が生じたときは、ただちにその変更内容を書面で当社に通知するものとします。

また、利用者は TST を使用するにあたっては本規程に記載の事項を了承したうえで次の義務を負うものとします。また、本規程に基づいて時刻認証局より発行された TST を利用する場合、タイムスタンプの対象となった電子データとその電子データに対して付与された TST を利用した結果に対する責任を

負うものとしします。

(5) TST の検証義務

利用者は TST を利用するにあたっては、TST を検証しなければなりません。TST の検証には、TST 内のハッシュ値が対象となる電子データのハッシュ値と等しいことの確認、TST 自体の署名確認、TST に署名している秘密鍵に対応する公開鍵証明書の失効確認及び TST の失効確認を含みます。

(6) TST の利用制限の遵守

TST はその目的、適用範囲などを記載した本規程にもとづいて発行されており、利用者はこれを十分理解した上で TST を利用しなければなりません。

2.1.3. 時刻配信監査局の義務

- (1) 時刻配信監査局は、時刻認証局に対して、日本データ通信協会が定める時刻配信業務認定基準による義務を負います。

2.1.4. 認証局の義務

時刻認証局の認証局は時刻認証局への証明書発行サービスにおいて、時刻認証局に対して次の義務を負います。

- (1) 長期保存を目的とした TST の発行用に時刻認証局の公開鍵証明書を発行します。なお当該証明書の有効期間はそれぞれの運用規程に従って設定されます。
- (2) 認証局の秘密鍵を安全に保持し、万一秘密鍵が危殆化した場合は、直ちにその旨を時刻認証局に通知します。
- (3) 公開鍵証明書の失効リスト、及び公開鍵証明書発行に関連するその他の情報を直ちに時刻認証局に通知します。また、時刻認証局から公開鍵証明書の失効申請があった場合は直ちに公開鍵証明書の失効を行います。

2.1.5. リポジトリに関する義務

時刻認証局は本サービスに関する情報のうち公開する情報を、2.5 で規定される方法でリポジトリに公開します。

2.2. 財務上の責任

2.2.1. 時刻認証局の損害賠償責任

本サービスに関する当社の責任は、2.1.1.に記述する範囲に限られるものとし、適用される法令により許容される最大限の範囲において、当社は、賠償責任その他の保証及び責任を負わないものとします。また、法令により強制される場合であっても、賠償総額は、利用申込書に記載する月額サービス料金相当額を超えないものとし、当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、逸失利益、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、派生的損害、付随的損害、データ・プログラムの喪失については、当社は賠償責任を免れるものとします。

2.2.2. 免責事項

2.2.1 の規定にかかわらず、下記の何れかに該当する場合には、時刻認証局は賠償義務を負わないものとします。

- (1) 時刻認証局が本規程ならびに個別のサービス契約に従い、本サービスを適正に遂行していた場合
- (2) 利用者の故意、過失若しくは違法行為に起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者による本規程若しくは個別のサービス契約への違反に起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者のシステムに起因して損害が発生した場合
- (5) 次にあげる時刻認証局の支配を超えた事由に起因して損害が発生した場合
 - a) 火災、地震、噴火、津波、台風等の天災地変
 - b) 戦争、暴動、変乱、争乱、労働争議
 - c) 放射性物質、爆発性物質、環境汚染物質
 - d) 通信回線の不通
 - e) その他の時刻認証局の支配を超えた事由
- (6) 4.2.1、4.2.3、及び 4.3 に定める事由により本サービスの一時停止又は終了が発生した場合
- (7) 時刻認証局が一般的な認証事業者の知見及び技術水準に照らし解読困難とされている暗号その他のセキュリティ手段を用いていたにもかかわらず、当該暗号が解読され、又はセキュリティ手段が破られた場合
- (8) 4.6.2 に記載の TST の失効に起因して損害が発生した場合

2.3. 解釈及び執行

2.3.1. 準拠法

本規程の解釈及び有効性等は、日本法に基づき解釈します。

2.3.2. 可分性

本規程のある規定又はその適用が、何らかの理由により無効又は執行不可能であるとされた場合、当該規定のみが無効又は執行不可能となり、本規程の他の規定は有効に存続し適用されます。

2.3.3. 存続性

時刻認証局による本サービスが終了し、本規程が廃止された場合であっても、本規程の 2.2、2.3、2.6、2.7 の効力は有効に存続します。

2.3.4. 通知

利用者から時刻認証局への通知は書面又は電子メールによって、1.4 に基づき特定される宛先に行います。書面による通知は受領日をもって有効とします。

時刻認証局から利用者への通知は、サービスの利用契約に基づき利用者が登録した連絡先へ発信した時点で通知したものとします。利用者は連絡先を変更する場合、速やかに時刻認証局に届け出るものとします。当該届け出がなされない場合においては、時刻認証局は届け出がなされている通知先へ通知することにより、通知義務を履行したとみなします。

2.3.5. 紛争解決

本規程又は時刻認証局による本サービスに関して生じた紛争を法廷にて解決を図る場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。本規程又は本規程に定められていない事項に関して協議の必要がある場合、各当事者は誠意を持って協議するものとします。

2.4. 料金

別途、本サービスの料金表に規定します。

2.5. 公開とリポジトリ

2.5.1. 時刻認証局に関する情報の公開

時刻認証局は、2.5.4 に定めるリポジトリに次の情報を公開します。

- (1) 時刻認証局運用規程(本規程)
- (2) 公開鍵証明書情報
- (3) 告知情報(公開鍵証明書失効情報を含む)
- (4) 検証に必要な情報

2.5.2. 公開の頻度

公開する情報の更新頻度は次のとおりとします。

- (1) 時刻認証局運用規程の変更の都度
- (2) その他時刻認証局の責任者が必要と判断した時

2.5.3. アクセス制御

時刻認証局リポジトリ上で公開する情報は、インターネットを通じて提供します。公開情報を提供するに当たっては、特段のアクセス制御は行わないものとします。

2.5.4. リポジトリ

2.5.1 において定める情報を下記リポジトリに公開します。

URL: <http://www.seiko-cybertime.jp/support/repository/index.html>

2.6. 機密保持

2.6.1. 機密扱いとする情報

時刻認証局は、漏えいによって時刻認証局、利用者、時刻配信監査局、又は認証局の認証業務の信頼性が損なわれるおそれのある情報を機密扱いとします。

時刻認証局は、機密扱いとする情報について、当該情報を含む書類及び記憶媒体の管理責任者を定め、安全に保管管理します。機密扱いとする情報は、本規程又はサービス契約に開示することを定めている場合を除いて、原則として開示、漏えいしないと共にサービスの範囲を超えて使用しないものとします。

次の情報は機密扱いとする情報に含まれるものとします。

- (1) 申し込みに関する記録(承認されたか否かを問わない)
- (2) 時刻認証局が保管するセキュリティ検査ログ
- (3) 不測の事態に対応する計画及び実施措置
- (4) ハードウェア及びソフトウェアの運用、ならびに時刻認証局の運営についてのセキュリティ対策
- (5) 時刻認証局が利用者に提供した利用者を識別するための情報
利用者は、本サービスを受けるにあたり時刻認証局から提供された利用者を識別するための情報を開示・漏洩してはなりません。

2.6.2. 機密扱いとしない情報

2.6.1 の規定にかかわらず、次の各号に定める情報については、機密扱いとはしません。

- (1) 公開鍵証明書、失効情報、本規程等、公開する情報として明示的に示すもの

- (2) 開示の時点で、被開示者の責によらずして公知となった情報
- (3) 開示後、被開示者の責によらずして公知となった情報
- (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 被開示者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
- (6) 開示者が第三者に対し、秘密保持義務を課すことなく開示した情報

2.6.3. 公開鍵証明書失効情報の公開

時刻認証局の公開鍵証明書の失効情報は、該当する公開鍵証明書の認証局において公開鍵証明書失効リストとして公開されます。

TST 及び時刻監査証明書の信頼性低下に関する情報については、時刻認証局が認識した時点で速やかに対象となる失効情報をリポジトリ上に公開を行います。

2.6.4. 法執行機関への情報開示

時刻認証局で取扱う情報（機密情報を含む）について、法執行機関から法的根拠に基づいて当該情報を開示するように請求があった場合は、法の定めに従い当該法執行機関へ当該情報を開示します。

2.6.5. その他の理由に基づく情報開示

時刻認証局が業務の一部を第三者に委託する場合、秘密情報を委託先に開示する事があるがその場合は委託契約の中で守秘を義務付けるものとします。

2.7. 知的財産権

以下の各号に定めるものを含み、時刻認証局が作成した文書、データ、プログラム等に関する特許権、実用新案権（これらの登録を受ける権利を含む）、商標権及び著作権（以下知的財産権と呼ぶ）は時刻認証局又はそのライセンサーに帰属し、利用者その他の者には移転しないものとします。

- (1) 時刻認証局から発行された TST
- (2) 時刻認証局が用意する TST 検証用ソフトウェア
- (3) 本規程

なお、TST に添付された時刻監査証明書の知的財産権は時刻配信監査局に帰属し、利用者その他の者には移転しないものとします。

2.8. 個人情報の取り扱い

時刻認証局は、本サービスの利用契約締結時に利用者から提供される個人情報を、以下に特定する範囲を超えて使用しません。また、その保護について、以下に従うものとします。ただし、法令に定められた場合はこれに限りません。

(1) 個人情報の取得

時刻認証局は、利用者から提供された情報のうち、個人の氏名、電話番号、勤務先その他個人の識別が可能な情報を個人情報として扱うものとします。また、必要な範囲を超えて取得はしません。

(2) 利用目的の特定

時刻認証局は、利用者から提供された個人情報を、本サービスの提供のために使用します。なお利用者から別途承諾を得た場合、時刻認証局は、本サービスに関連した自ら又は自らの子会社の商品、サービス等の案内のために利用することがあります。

- (3) 利用目的による制限
時刻認証局は、上記に規定される目的以外に個人情報を利用しません。
- (4) 保有個人情報に関する事項の公開
時刻認証局は、個人情報の利用目的を本規程に記載し公開します。
- (5) 正確性の確保
時刻認証局は、個人情報を利用者からの申し出に基づき正確な状態で管理します。
- (6) 安全管理措置
時刻認証局は、合理的な安全対策を講じて、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改竄、漏えい等の防止に努めます。また、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、当該第三者が当該個人情報を安全に管理するよう、必要かつ適切な監督を行います。
- (7) 開示・訂正
時刻認証局は、個人情報について、本人から開示、訂正若しくは削除を求められた場合、合理的な範囲内で対応します。

3. 識別と認証

3.1. 初期登録

3.1.1. 名前の型

TSU用の公開鍵証明書の実体者名は、認証局によりX.500識別名(DN: Distinguished Name)の形式に従って設定されるものとします。

3.1.2. 名前の意味

時刻認証局が発行するTSTに記載されるTSUの固有名称は、認証局が発行したTSU用の公開鍵証明書に記載された名称とします。

3.1.3. 名前の一意性

時刻認証局が発行するTSTに記載されるTSUの固有名称は、TSU毎に認証局により一意に割り当てられるものとします。

3.2. 利用申請者の認証と利用可否

時刻認証局は、合理的な範囲内で本サービスの利用申請者の真偽を確認し、利用可否を判断します。

3.3. サービスの加入の更新

本サービスの契約更新時における識別と認証は3.2において定める手続きに基づいて行います。

3.4. サービスの解約の申請

本サービスの解約時における識別と認証は3.2において定める手続きに基づいて行います。

4. 運用要件

4.1. サービスの利用

4.1.1. サービスの利用申請

本サービスの利用を申請する者は、時刻認証局が用意する本サービス利用に関する契約を締結しなければなりません。

時刻認証局は、当該契約の締結に先立って、当該利用申請者に対する審査を行い、サービスを提供することが適当であると判断した場合は、当該利用申請者との本サービスの利用に関する契約の申し込みを承諾し、当該契約を締結するとともに、本サービスを利用するにあたり利用者を識別するための情報を提供します。

4.1.2. タイムスタンプ要求

本サービスの利用者は、タイムスタンプを行う対象となる電子データのハッシュ値を含むタイムスタンプ要求を、本時刻認証局へ送付するものとします。本時刻認証局と利用者間の通信手段及びタイムスタンプ要求の詳細手順については別途規定します。

また、タイムスタンプ要求はタイムスタンプ発行以外の目的で行ってはなりません。

4.1.3. タイムスタンプトークンの発行

本時刻認証局は、利用者からのタイムスタンプ要求があった場合、タイムスタンプ要求を正しく受け付けたか、拒否したか、又はその他の応答の状態 (status) を返します。タイムスタンプ要求が正常に受け付けられた場合は、本時刻認証局の管理する任意の TSU を用い、1.3.3 に規定される TST の作成をおこない、それを利用者に対して発行します。本時刻認証局と利用者間の通信手段及び TST の発行の詳細手順については利用者に対して加入時に別途通知します。

4.1.4. タイムスタンプトークンの検証

TSTを受領した者は、以降に記す方法でTSTの検証を行うものとします。なお、タイムスタンプトークンの検証は、利用者側でツールを使用して実行します。

- (1) タイムスタンプ対象電子データのハッシュ値と TST に含まれるハッシュ値を比較することにより、タイムスタンプ対象電子データと TST が対であるあるいは、対象電子データが改竄されていない事を確認します。
- (2) TST に署名した秘密鍵に対する公開鍵証明書を利用して、時刻認証局の電子署名の確認を行うことにより、TST が改竄されていない事を確認します。
- (3) 認証局の証明書を含む公開鍵チェーンの検証を行うことにより、公開鍵証明書が有効である事を確認します。
- (4) 時刻認証局のリポジトリから TST の失効情報を確認することにより、TST が有効である事を確認します。
- (5) TST に時刻監査証が添付されている場合、TST の受領者は時刻監査証を検証することはできません。時刻監査証の検証は時刻認証局が実施します。

4.2. サービスの一時停止と解約

4.2.1. サービスの一時停止

時刻認証局は、サービスの一時停止の必要が発生した時は、事前にそのスケジュールと手続きを決め、その内容を停止日の30日前までに公知、もしくは利用者へ通知します。

ただし、下記の事由が発生した場合は、予告なしに本サービスを一時停止することができるものとします。

- (1) 火災、停電、不正アクセス等の事故により本サービスの中断がやむを得ない場合
- (2) 保守、運用上の点検整備又はセキュリティ管理上中断がやむを得ない場合。ただし、定期的な点検整備(時刻配信監査局及び認証局の点検整備による場合を含む)及び4.7に記載しているうる秒の設定による中断については1週間前までに下記 URL にて公開するか、電子メールによる通知を行います。
URL: <http://www.seiko-cybertime.jp/>
- (3) 時刻配信監査局又は認証局が一時停止又は終了し、時刻認証局が一時停止を判断した場合
- (4) システム構成の重大な故障やその他システムに関する重大な障害が発生し、業務を継続することにより被害が拡大するおそれがある場合
- (5) 時刻認証局の秘密鍵の漏洩、偽造又は変造など本サービスのシステム全体等に重大な障害を与える可能性がある事由が発生した場合

4.2.2. 利用者におけるサービスの一時停止

サービス利用料金の支払期日を経過しても、利用者から支払いがない場合、時刻認証局は、事前に利用者に告知した上で翌月以降の本サービスの利用を停止することができるものとします。

また、下記の事由が発生した場合は、予告なしに本サービスを一時停止することができるものとします。

- (1) 利用者の債務不履行により、該当利用者に対する本サービスの提供を中断する場合
- (2) 利用者が本サービスの利用の一時停止を申請した場合
- (3) 利用者が違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合
- (4) 利用者が他の本サービス利用者に支障を与える態様において本サービスを利用した場合

4.2.3. サービスの一時停止の解除

本サービスの提供を一時停止した理由が解決した場合、所定の手続きによる確認後に本サービスの一時停止の解除を行います。

4.2.4. サービスの解約

時刻認証局は、下記の事由が発生した場合に本サービスの解約ができるものとします。

- (1) 利用者が加入の解約を申請した場合
- (2) 利用者が本規程に違反し、相当の期間を定め催告をしたにもかかわらず、なお改善が見られない場合
- (3) 時刻認証局が本サービスを終了する場合
- (4) 利用者以下に以下の事由が発生した場合
 - a) 手形交換所の不渡り処分を受け、又は金融機関から取引停止処分を受けたとき
 - b) 監督官庁から営業の取り消し、停止等の処分を受けたとき
 - c) 第三者から仮差押、仮処分、強制執行等を受け、本規程の履行が困難と認められるとき
 - d) 破産の申し立て、商法上の整理開始の申し立て、特別清算開始の申し立て、再生手続

- き開始の申し立て又は会社更生手続き開始の申し立ての事実が生じたとき
- e) 解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
 - f) 財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - g) 第三者の支配下に実質的に入り、時刻認証局の利益を損なうと認められるとき

4.2.5. サービスの廃止

当社は、都合により本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。この場合、当社は廃止日の30日前までに書面によりその旨を利用者に通知します。サービスの廃止とは、時刻認証局としては存在しサービスのみを廃止することを意味します。

4.3. サービスの終了

- (1) 時刻認証局は以下の何れかの事由が生じたときに、本サービスを終了することができるものとします。サービスの終了とは、時刻認証局の終了を意味します。
 - a) システム構成機器の重大な故障やその他システムに関する重大な障害が発生し、業務を継続することにより被害が拡大するおそれがある場合
 - b) 時刻認証局の秘密鍵の漏洩、偽造又は変造など本サービスのシステム全体等に重大な障害をあたえる可能性がある事由が発生した場合
 - c) 時刻配信監査局又は認証局が一時停止又は終了し、時刻認証局が本サービスを継続することが困難となった場合
 - d) その他時刻認証局が本サービスを終了すべきと判断する事由が発生した場合
- (2) 本サービスの終了が決定した場合は、本サービス終了の事実、TSU の公開鍵証明書の失効申請日並びに本サービス終了後の時刻認証局のバックアップデータ、アーカイブデータ等の保管組織及び開示方法を原則として本サービス終了 60 日前までに利用者に公開又は通知します。
- (3) 本サービス終了後、速やかに全ての TSU の秘密鍵を安全に廃棄します。
- (4) 本サービス終了後、速やかに全ての個人情報を削除します。

4.4. 準拠性監査

4.4.1. 監査頻度

時刻認証局は監査人による監査を年1回定期的に実施するものとします。また、時刻認証局組織は、必要に応じて定期監査以外に監査を実施します。

4.4.2. 監査人の身元・資格

時刻認証局の監査人には、当社の中から監査業務及び認証業務に精通した者を任命するものとします。必要に応じて外部の監査会社に監査を依頼します。監査人の任命は時刻認証局の責任者が行います。

4.4.3. 監査人と被監査部門の関係

時刻認証局の監査を実施する監査人として、時刻認証局の業務を直接担当しない者を選定するものとします。

4.4.4. 監査テーマ

本サービスが本規程に準拠して実施されていること、並びに適切な運用や不正アクセスに対する措置が適切に講じられていることを中心に監査を実施します。

4.4.5. 監査指摘事項への対応

時刻認証局は、重要又は緊急を要する監査指摘事項について、時刻認証局の責任者の決定に基づき速やかに対応するものとします。運用している時刻に異常が確認された時や TSU の秘密鍵の危殆化に関する指摘があった場合は緊急事態と位置付け、緊急時対応の手続をとります。重要又は緊急を要する監査指摘事項が改善されるまでの間、時刻認証局の TSU の運用を停止するか否かは時刻認証局の責任者が決定するものとします。また時刻認証局の責任者は、時刻認証局が監査指摘事項に対して対策を実施したことを確認します。

4.4.6. 監査結果の報告

時刻認証局の監査結果は、監査人から時刻認証局の責任者に対して監査報告書として提出されません。

4.5. アーカイブ

4.5.1. アーカイブの種類

アーカイブデータは、次のものとしします。なお()内の年数は保管期間を表します。

- (1) 時刻配信監査局より受けた時刻監査記録(又は、時刻監査証明書のコピー)(10年)
- (2) 利用者との本サービスの利用契約の成立・本サービスの利用開始から契約解除・本サービス停止までのプロセスにおける全記録(10年)
- (3) 時刻認証局で使用する鍵ペアの生成・失効記録(10年)
- (4) 時刻認証局設備への入退室記録及びそれに対する承認記録(3年)
- (5) 時刻認証局システムに対する操作記録(3年)
- (6) 時刻認証局システムの動作異常の記録(3年)
- (7) 時刻認証局システムに対する不正アクセスに関する記録(3年)

4.5.2. アーカイブデータの保護

アーカイブデータは、所定の方法・手順により改竄、削除、外部への流出等から保護します。また、温度、湿度、磁気などの環境を考慮して保管するものとしします。

4.5.3. アーカイブデータの保管

アーカイブデータは保管期間を通じて可読な状態で保管します。

4.6. 危殆化と災害からの復旧

4.6.1. ハードウェア、ソフトウェア又はデータが破壊された場合の対処

ハードウェア、ソフトウェア又はデータが破壊された場合、バックアップ用のハードウェア、ソフトウェア又はデータにより、速やかに復旧作業を行います。また、サービスに支障を生じた場合は、速やかに2.3.4に基づき連絡します。

4.6.2. タイムスタンプトークンを失効する場合の要件

認証局又は時刻認証局の TSU のいずれかの秘密鍵が危殆化した場合は、その鍵の公開鍵証明書が認証局によって失効される(認証局の失効リストに掲載される)ことにより、その秘密鍵を使用して発行された TST は一括して失効されます。また、認証局が発行した時刻認証局の公開鍵証明書が誤って発行され、当該誤った公開鍵証明書が添付され発行された TST についても、当該誤りの事実が明らかになった時点で、TST は一括して失効されます。

4.6.3. 秘密鍵が危殆化した場合の対処

TSU の秘密鍵が危殆化した場合は、本サービスを停止し、次の手順を行います。

- (1) 認証局に対して TSU の公開鍵証明書の失効に関する申請手続き
- (2) TSU の秘密鍵の廃棄及び再生成手続き
- (3) TSU の新しい鍵に対する公開鍵証明書の発行申請手続き
- (4) 利用者秘密鍵の危殆化の通知

4.6.4. 災害等発生時の設備の確保

災害等により時刻認証局の設備が被害を受けた場合は、予備機を確保しバックアップデータを用いて

復旧作業を行います。

4.7. UTC との時刻同期

(1) 時刻同期管理

時刻認証局は、時刻配信監査局の提供する時刻配信サービスを使用して、全ての TSU の時刻が所定の精度で UTC に同期するように管理します。また、時刻配信監査局から供給される時刻とは別に、NICT より供給される UTC を参照することにより、TSU が管理する時刻が所定の精度で UTC と同期していることを確認します。

(2) うるう秒の設定

時刻認証局は、時刻配信監査局の提供する時刻配信サービスを使用して全ての TSU のうるう秒設定を行います。

4.8. 時刻のトレーサビリティ

(1) 時刻認証局は、時刻配信監査局より配信される時刻を時刻認証局の時刻ソースとして使用し、TSU が時刻配信監査局より受けた時刻監査の記録を保持することにより、タイムスタンプに使用した時刻のトレーサビリティを確保します。

(2) 時刻配信監査局は、国家時刻標準機関が定めるサービス運用規程に基づく時刻配信情報との時刻比較及び保管作業を行うことにより、UTC との時刻のトレーサビリティを確保します。

5. 物理的、手続き的及び要員のセキュリティ管理

5.1. 物理的管理

5.1.1. 施設の位置と建物構造

時刻認証局の施設は、水害、地震、火災その他の災害の被害を容易に受けない場所に設置し、建物構造上、耐震、耐火及び不正侵入防止のための対策を講じます。また、使用する機器等を災害及び不正侵入から防護された安全な場所に設置します。

時刻認証局の建物、フロア、部屋の出入り口等に、当施設であることを示す表示は一切行いません。

5.1.2. 物理アクセス

時刻認証局施設内の各室へのアクセスはあらかじめ許可された人員のみが可能となるようにします。施設内の各部屋及び設備についてアクセス可能な人員が定義され、その人員以外がアクセスする場合は、所定の手続きを取り、定められた人員が立ち会うものとします。また入室する際は所定の入室記録に記録します。

5.1.3. 電源設備と空調設備

時刻認証局施設の一次電源は電力会社より複数系統の供給を受けます。施設自体に無停電電源装置を配備し、停電時はフロア全体に電源が供給されます。また、空調設備を設置することにより機器類の動作環境及び要員の作業環境を適切に維持します。

5.1.4. 浸水対策

時刻認証局の設備を設置する建物、室には漏水検知器を設置し、天井、床には防水対策を講じます。

5.1.5. 地震対策

時刻認証局の設備を設置する建物は耐震構造とし、機器・什器の転倒及び落下を防止する対策を講じます。

5.1.6. 火災対策

時刻認証局の設備を設置する建物は耐火構造、室は防火区画とし、消火設備を備えます。

5.1.7. 媒体管理

アーカイブデータ、バックアップデータを含む媒体は、適切な入退出管理が行われている室内に設置された施錠可能な保管庫に保管するとともに、所定の手続きに基づき適切に搬入出管理を行います。

5.1.8. 廃棄物処理

機密扱いとする情報を含む書類・記憶媒体の廃棄については、所定の手続きに基づいて適切に廃棄処理を行います。

5.1.9. 遠隔地バックアップ

重要なデータ等の媒体を遠隔地で保管するに当たっては、所定の手続きに従いセキュリティを確保できる方法で行います。

5.2. 手続きの管理

TSU の起動・停止、TSU の鍵の生成等の重要な業務の遂行にあたっては、それぞれの役割に対して信任された要員を設定するものとします。

操作員がシステム操作を行う際、システムは操作員が正当な権限者であることの識別・認証を行います。また、TSU の鍵の生成・更新等の重要操作は複数の要員が立ち会って行います。

本時刻認証局は、本サービスの業務を委託する場合、当該委託先に本章の規定の遵守を求め、詳細手順書の作成とこれに沿った運用を実施させることで、本章に従った物理的、手続的及び人的なセキュリティの維持を図ります。

5.3. 要員の管理

5.3.1. 経歴、資格、経験及び必要条件

時刻認証局は、本サービスの実施にあたる要員について、履歴書及び人事票等の人事部門で保有する情報により、入社前・入社後の賞罰の記録、資格の取得等の経歴や実務経験、従事させる業務毎に必要な専門的な知識・経験の有無等、当該業務に従事するのに適格であるかどうかの確認を行ったうえで、任命・配置を行うものとします。

5.3.2. トレーニング要件

本サービスの実施にあたる要員に対して、別途教育計画を定めトレーニングを実施します。

5.3.3. 追加トレーニングの頻度及び要件

本サービスの実施にあたる要員に対しては、初期的なトレーニングだけではなく、教育計画に基づき定期的に教育を行います。

5.3.4. 権限のない行為に対する制裁

本サービスの実施にあたる要員が、過失、故意に関わらず、その者に与えられた権限を越える行為をした場合、又は本規程又は本サービスに関する運用ルール、マニュアル若しくは手続に違反した場合は、時刻認証局における就業規則又はその他の規則若しくは雇用契約等に基づき懲戒を行います。

5.3.5. 担当者に提供される文書

本サービスの実施にあたる要員に対して、その要員の職務に必要な場合に以下の文書が提供されません。

- (8) 時刻認証局の設備や機器のマニュアル類
- (9) 時刻認証局の運用に関する規程・手順書等

6. 技術的管理

6.1. 鍵の管理

時刻認証局は、TST の電子署名に用いる鍵について、以下のように管理します。

6.1.1. 鍵の生成

- (1) 鍵ペア生成
TSU の鍵ペアは、複数人立ち会いのもとで暗号モジュール(HSM)を用いて生成します。
- (2) TSU の公開鍵の認証局への登録
TSU の公開鍵は所定の手続きにより認証局に登録し、公開鍵証明書の交付を受けます。
- (3) 認証局のルート証明書等の受領
時刻認証局は、認証局から受領したルート証明書及び TSU の公開鍵証明書から当該ルート証明書に至る証明書検証に必要となる中間の証明書を、安全かつ確実に保管します。
- (4) 時刻配信監査局の証明書、暗号鍵の受領
時刻認証局は、時刻配信監査局から受領した時刻配信サーバの公開鍵、暗号鍵を安全かつ確実に保管します。
- (5) 鍵のサイズとアルゴリズム
TSU の鍵には RSA2048ビットの鍵を使用します。暗号方式は公開鍵暗号方式の SHA512 with RSA Encryption を使用します。ただし移行期間(~2011/03/31)対応のため、「Accredited TypeV」サービスにて発行された TSA 証明書を用いたタイムスタンプについては、従来通り SHA-1 with RSA Encryption で発行する。また「Advanced TypeG」「Advanced TypeA」も同じく SHA-1 with RSA Encryption で発行する。
- (6) 鍵を生成するハードウェア/ソフトウェア
鍵を生成するハードウェア/ソフトウェアは、6.1.2(1)に定める基準を満たす暗号モジュール(HSM)を備えた TSU とします。

6.1.2. 秘密鍵の保護

- (1) 暗号モジュールに関する基準
TSU の鍵は、FIPS(米国連邦情報処理標準)140-2 レベル 3 以上の認定を受けた暗号モジュール(HSM)を使用して生成・保管します。
- (2) 秘密鍵の複数人制御
TSU の秘密鍵の生成、活性化、廃棄等は、複数人の管理の下で行います。
- (3) 秘密鍵の預託
秘密鍵の預託は行いません。
- (4) 秘密鍵のバックアップ
秘密鍵のバックアップは行いません。
- (5) 秘密鍵のアーカイブ
秘密鍵のアーカイブは行いません。
- (6) 暗号モジュールへの秘密鍵の格納
TSU の秘密鍵は、暗号モジュール(HSM)の中で生成・保管します。
- (7) 秘密鍵の活性化方法
TSU の秘密鍵は、複数人の管理のもとで暗号モジュール(HSM)に活性化データを入力することにより活性化します。

- (8) 秘密鍵の非活性化方法
TSU の秘密鍵は、複数人の管理のもとで暗号モジュール(HSM)に対して所定の操作を行うことにより非活性化します。
- (9) 秘密鍵の廃棄方法
暗号モジュール(HSM)内の TSU の秘密鍵の廃棄は、複数人の管理のもとで所定の手続きに従い廃棄します。

6.1.3. 秘密鍵の利用

秘密鍵を用いた電子署名は、HSM の内部で実施します。

6.1.4. 鍵と証明書の有効期間

TSU の公開鍵証明書の有効期間は、公開鍵証明書を発行する認証局の運用に依存し、証明書は HSM 内部に保存します。

また、秘密鍵の活性化期間(使用期限)は2年以内とし、活性化期間(使用期限)満了前に新しい鍵ペアに交換します。ただし、暗号のセキュリティが脆弱になったと判断した場合、又はその可能性がある場合は鍵更新を行います。

6.1.5. 鍵の更新

時刻認証局は、定められた期間毎(2年以内)に定期的に鍵ペアの更新を行います。この際、公開鍵証明書は失効されません。

6.1.6. 鍵の廃棄

時刻認証局は、必要な期間が終了した鍵や、失効した鍵、危殆化した鍵などを、所定の手順で安全に廃棄します。定期的に更新する秘密鍵については、更新後1ヶ月以内に廃棄するものとします。

6.1.7. 活性化データ

- (1) 活性化データの生成とインストール
TSU の秘密鍵に対する活性化データは、所定の規則に従って生成し、インストールを行います。
- (2) 活性化データの保護
TSU の秘密鍵に対するものを含めて、時刻認証局で使用するすべての活性化データは、所定の規則に従って保護・管理します。

6.2. コンピュータセキュリティ管理

6.2.1. コンピュータセキュリティ機能要件

時刻認証局では、セキュリティに関する基準を設け、コンピュータ装置や時刻関連機器のハードウェアやソフトウェアの導入時にはこれを遵守するための確認を行います。

6.2.2. コンピュータセキュリティ評価

時刻認証局では、セキュリティの脆弱性に関する情報等を定期的に収集し、問題があればセキュリティ基準に基づき再評価を実施します。再評価において問題が認められた場合は是正処置を行います。

6.3. システムのライフサイクル管理

6.3.1. システム開発面における管理

時刻認証局内で使用されるソフトウェアの開発、修正、変更にあたっては、所定の品質管理基準を設け、これを遵守するよう制御された環境において作業を実施します。

6.3.2. システム運用面における管理

時刻認証局では、セキュリティに関する基準を設け、コンピュータ装置や TSU 等のハードウェアやソフトウェアの導入時にはこれを遵守するための確認を行います。

6.3.3. ライフサイクルセキュリティ評価

時刻認証局では、セキュリティの脆弱性に関する情報等を定期的に収集し、問題があればセキュリティ基準に基づき再評価を実施します。再評価において問題が認められた場合は是正処置を行います。

6.3.4. セキュリティマネジメントにおける管理

時刻認証局では定期的なワクチンソフトの適用により、ウィルス感染の検出、回復を行います。

6.4. ネットワークセキュリティ

時刻認証局では、ネットワークセキュリティに関して基準を設け、システム導入時や変更時、運用時にこれを遵守するための確認を行います。

6.5. 暗号モジュールの技術管理

6.1.1(1)及び 6.1.2(1)において定めます。

7. 時刻認証サービス運用規程の管理

7.1. 時刻認証サービス運用規程の変更

時刻認証局は所定の手続きに基づき、本規程を必要に応じて変更します。

7.2. 時刻認証サービス運用規程の公開と通知

時刻認証局は、本規程を変更する場合、その適用開始日を明記の上、変更後の本規程を公開します。

本サービスの利用者に対しては、リポジトリに公開するとともに、登録された連絡先に電子メール又は郵便の発信による通知を行います。

8. タイムスタンプトークンのプロフィール

フィールド	意味	値
TimeStampToken		
ContentInfo		
ContentType	content(データ)の型	1.2.840.113549.1.7.2 (pkcs7-signedData)
Content		
version	CMS のバージョン	3
digestAlgorithms	署名に使用するダイジェストアルゴリズムの識別子	1.3.14.3.2.26 (SHA-1)
encapContentInfo		
eContentType	署名の対象となるデータの型	1.2.840.113549.1.9.16.1.4 (id-smime-ct-TSTInfo)
eContent	署名の対象となるデータ	(下記「TSTInfo」参照)
certificates	署名の検証に必要な証明書のリスト	
certificate	TSA の公開鍵証明書	
	時刻監査証明書(オプション)	Accredited Type GT のみ
signerInfos	署名者に関する情報	
version	CMS のバージョン	1
sid	署名者(TSA)を識別するための情報	
digestAlgorithm	署名に使用するダイジェストアルゴリズムの識別子	1.3.14.3.2.26 (SHA-1)
signedAttrs	署名の属性	
Attribute		
attrType	属性のタイプ	1.2.840.113549.1.9.3 (ContentType)
AttributeValue	属性の値	1.2.840.113549.1.9.16.1.4 (id-smime-ct-TSTInfo)
Attribute		
attrType	属性のタイプ	1.2.840.113549.1.9.4 (messageDigest)
AttributeValue	属性の値	署名の対象となるデータのハッシュ値
Attribute		
attrType	属性のタイプ	1.2.840.113549.1.9.16.2.12 (id-aa-signingCertificate)
AttributeValue	属性の値	
SigningCertificate	証明書署名	
signatureAlgorithm	署名に使用するアルゴリズム	1.2.840.113549.1.5 (SHA-1 with RSA Encryption) 1.2.840.113549.1.1.11 (SHA256 with RSA Encryption) 1.2.840.113549.1.1.12 (SHA384 with RSA Encryption) 1.2.840.113549.1.1.13 (SHA512 with RSA Encryption)
signature	署名値	
TSTInfo		
version	タイムスタンプトークンのフォーマットバージョン	1
TSAPolicyId	サービスポリシーの識別子	1.3.6.1.4.1.955.1.10.1.2(Accredited TypeV) 1.3.6.1.4.1.955.1.10.1.3.1(Accredited TypeG) 1.3.6.1.4.1.955.1.10.1.4.1(Accredited TypeA) 1.3.6.1.4.1.955.1.10.1.3.2(Accredited TypeGT)

		1.3.6.1.4.1.955.1.10.1.100.1(Advanced TypeG) 1.3.6.1.4.1.955.1.10.1.101.1(Advanced TypeA)
messageImprint		
hashAlgorithm	ハッシュアルゴリズム	2.16.840.1.101.3.4.2.1(SHA-256) 2.16.840.1.101.3.4.2.2(SHA-384) 2.16.840.1.101.3.4.2.3(SHA-512) 1.3.14.3.2.26(SHA-1)認定対象外のAdvanced サービスのみ
hashedMessage	タイムスタンプ対象のハッシュ値	
serialNumber	タイムスタンプトークンのシリアル番号	
genTime	タイムスタンプトークン生成時の時刻情報	YYYYMMDDhhmmss[.sss]Z
accuracy	時刻精度	1000msec
ordering	タイムスタンプトークン発行の順序性の有無	false
nonce	特定の要求を識別するための値	ランダム値
tsa	タイムスタンプユニットの識別情報	TSA 公開鍵証明書の DN に従う。
extensions	拡張領域	使用しない

9. 運用規約第十七条5にかかわる変更履歴

項目	内容	適用日	注意事項
時刻監査局の追加	TA003 インターネットマルチフィード社によるTimeFeedサービスからの時刻監査を追加で受けるように業務変更を行った。 これに伴う時刻認証局としての時刻精度、保証レベルの変更はない。	2007/09/17	タイムスタンプサービス運用規程 1.3 版が適用される。
認証局の追加	グローバルサイン社による下記 TSA 証明書発行サービスによるタイムスタンプを発行するための業務変更を行った。 「Accredited TypeG」 「Accredited TypeA」 「Accredited TypeGT」	2009/10/01	タイムスタンプサービス運用規程 1.5 版が適用される。 グローバルサイン社発行の TSA 証明書を用いたタイムスタンプを要求する場合は、OID が異なることに留意すること。
時刻監査局の解除	TA003 インターネットマルチフィード社による「TimeFeed サービス」からの時刻監査を解除するための業務変更を行った。 これに伴う時刻認証局としての時刻精度、保証レベルの変更はない。	2010/07/02	タイムスタンプサービス運用規程 1.6 版が適用される。
時刻監査局の追加	TA005 スカパーJSAT 社による「衛星時刻認証サービス」からの時刻監査を追加で受けるように業務変更を行った。 これに伴う時刻認証局としての時刻精度、保証レベルの変更はない。	2010/07/02	タイムスタンプサービス運用規程 1.6 版が適用される。
タイムスタンプ署名アルゴリズムの変更	グローバルサイン社による下記 TSA 証明書発行サービスによるタイムスタンプが発行される場合のタイムスタンプ署名アルゴリズムは、SHA512withRSA とする業務変更を行った。 「Accredited TypeG」 「Accredited TypeA」 「Accredited TypeGT」	2010/07/02	タイムスタンプサービス運用規程 1.6 版が適用される。 これに伴う該当サービスの OID に変更はありません。 移行期間(~2011/03/31)対応のため、「Accredited TypeV」サービスにて発行された TSA 証明書を用いたタイムスタンプについては、従来通り SHA-1withRSA で発行する。 また「Advanced TypeG」「Advanced TypeA」に関しては従来通り SHA-1withRSA で発行する。

(付録) 略語と用語解説

項目	説明
認証局(CA)	(Certification authority) PKIにおける公開鍵証明書を発行する機関。
日本標準時(JST)	独立行政法人情報通信研究機構(NICT)が管理・発信する日本国の標準時刻。UTCを9時間進めたものに等しい。
NIST	(National Institute of Standards and Technology) 米国商務省標準化技術研究所。
公開鍵証明書(PKC)	(Public-key certificate) ITU/ISO X.509に規定された公開鍵証明書を示す。公開鍵が本人の持つ秘密鍵に対応していることを証明する。
RSA	大きな桁数の素因数分解が困難であることを利用した公開鍵暗号の方式の一つ。
SHA-(n)	ハッシュ関数のひとつ。NISTによって米国政府の標準ハッシュ関数 Secure Hash Standard(SHS)として採用されている。
時刻配信監査局(TA)	(Time authority) 時刻に関する認証業務を実施する機関。時刻認証局(TSA)に対して標準時刻の配信と、時刻認証局(TSA)が運用する時刻の監査を行う。
時刻監査証明書	時刻配信監査局(TA)が顧客の装置(TSU等)に対して時刻の監査を行った際に発行する時刻に関する証明書。
国際原子時(TAI)	1958年1月1日0時0分0秒を世界時の原点とした原子時間。
時刻認証局(TSA)	(Time-stamping authority) 公開鍵インフラストラクチャー(PKI)の技術に基づくTSTを発行する信頼ある第三者機関。
タイムスタンプユニット(TSU)	RFC3161タイムスタンププロトコルに準拠したTSTを発行するサーバ。
タイムスタンプトークン(TST)	RFC3161に準拠した様式に基づき、時刻認証局(TSA)によって電子署名された電子情報。
協定世界時(UTC)	(Coordinated universal time) 国際原子時(TAI)と地球の自転を基準とした世界時とのズレが0.9秒以上にならないように「うるう秒」で調整した時刻。
X.509	PKIのために必要な電子証明書の標準フォーマットを規定したITU-Tの勧告。ISO/IEC9594-8として国際標準化された。
リポジトリ	TSTの検証に必要な関連情報等を格納するシステム。